

大安びあハウス運営規程〔共同生活援助（介護サービス包括型）〕

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人モモが開設する大安びあハウス（以下「事業所」という）が行う指定共同生活援助事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう）において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（主たる事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

大安びあハウス

（2）所在地

三重県いなべ市大安町南金井 705 番地 97

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）世話人 5人（非常勤5人）

食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（3）生活支援員 2人以上（常勤1人、非常勤2人）

入浴、排せつ又は食事等の介護を行う。

（4）サービス管理責任者 1人（常勤1人）

サービス管理責任者は以下の業務を行う。

（ア）共同生活援助計画を作成する。

（イ）他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

（ウ）利用者が自立した日常生活を営むことができるよう検討し必要な援助を行う。

（エ）他の事業所等との連携及び調整並びに余暇活動についての必要な支援を行う。

（オ）従業者に対する技術指導・助言を行う。

(5) 事務職員 2人(常勤1人、非常勤1人)
必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、7人とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第6条 事業の主たる対象者とする障害の種類
特定なし

(指定共同生活援助の内容)

第7条 指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (5) 健康管理・金銭管理の援助
- (6) 余暇活動の支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) 職場等との連絡・調整
- (9) その他日常生活に必要な援助

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額(その額が現に当該共同生活援助に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く)の額を超えるときは、当該共同生活援助に要した費用の額)の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 家賃 共益費 食材料費 月額 78880円

(4) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により

算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第10条

（1）来訪者面会時間

来訪者の面会時間は午前8時より午後8時までとし、面会簿に記載する、時間外の面接を希望する場合はあらかじめ申し出るものとする。

（2）外出・外泊

外出・外泊の場合は行き先、日時、連絡先を職員に申し出ることとする。

（3）居室・設備・器具の利用

居室や設備、施設内の器具の使用は本来のよう法に従って利用する。これに反した利用により損傷が生じた場合は弁償する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という）に関する具体的計画を立てておくとともに、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第12条 指定共同生活援助の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 事故が発生した場合には、家族等関係者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

（業務継続計画の作成に関する事項）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の研修）

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年3回

(衛生管理等)

第15条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情解決)

第16条 提供した指定共同生活援助に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切はサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより重傷者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 6 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日より5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人モモと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から第11条、第12条2項3項、第20条4項を変更して施行する。